

平成 22 年度 第 4 回昭島市環境審議会
会議録（要旨）

〔開催日時〕 平成 22 年 12 月 9 日(木) 19：00～21：00

〔開催場所〕 昭島市役所 3 階 301 会議室

〔出席者〕

- 1 委員： 椎名会長、嶽山副会長、八尋委員、高橋委員、小坂委員、
渡辺委員、山本委員、齊藤委員、馬瀬委員
（欠席者）朝岡委員、内田委員、寺村委員
- 2 事務局： 三村環境部長、古谷環境課長、山口係長、山本係長、岩波係長、相沢主査、
秋山主事
- 3 コンサルタント会社： 栗原、鬼頭
- 4 傍聴者： なし

〔議事要旨〕

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 「水と緑の基本計画」について
 - ① 「水と緑の基本計画（素案）」について（協議）
 - ② パブリックコメントの実施について（協議）
 - (2) 「昭島市の環境」について
 - (3) その他
- 3 閉会

〔配布資料〕

- (1) 「水と緑の基本計画」について
 - 資料 1 「昭島市水と緑の基本計画（素案）」
 - 資料 2 資料編
 - 資料 3 「昭島市水と緑の基本計画（素案）」に関する意見募集（案）
- (2) 「昭島市の環境」について
昭島市の環境（平成 21 年度）

[発言要旨]

(1) 「水と緑の基本計画」について

① 「水と緑の基本計画（素案）」について（協議）

高橋委員： 気になった箇所を3点述べさせていただく。1点目に、文言の部分で日本語の接続詞の「を」のあとの句読点「、」は必要ないと思う。例えば、p2「1計画策定の背景と目的」の下から2行目の右端にある「を、」である。

2点目に、前回の会議で、p60「緑のリサイクル」の施策内容から「化学肥料の削減に努める」という文言を削除していただいたが、地下水などに対する化学肥料などの影響を考慮すると、「化学肥料の削減」という内容を、施策のどこかに記載したほうがよいと思う。

3点目に、昭島市には「緑化推進基金」というシステムがあり、この基金は現在、3億円以上あるとうかがった。「坂上子どもの広場」は民有地の広場であるが、持ち主の都合から売却される恐れがあると聞いている。この緑地を市で買い取るためにその基金を使うことはできないのか。また、このような公園緑地のあり方などを審議会で協議し、新たな公園づくりに反映していただけると、審議会に参加した価値があると思う。緑の具体的な増やし方や残し方を検討していただけるとよいと思う。

最後に、資料編p74に記載されている審議会委員名簿の「公募による市民」の「役職等」が空欄になっているため、資格などの肩書きを記載してはいかがか。

会 長： 「化学肥料の削減」については、緑地分類の一つである生産緑地の場合、農業で化学肥料を使用せざるを得ない状況にあり、使用することも社会的に認められているため、記載したい趣旨は理解できるものの、施策内容に加えるのは難しいと思う。

事 務 局： 例えば、p58 施策番号25の自然環境特性に配慮した公園整備や、p61 施策番号49の地下水汚染防止などの内容から読み取ることが可能であると思う。つまり、「化学肥料の削減」だけではなく、除草剤などの水質汚染物質全般の削減に努めるという認識である。

会 長： 施策番号49に「汚染源物質の削減」のような内容を追記することで対応できると思う。

事 務 局： ご意見を踏まえて、施策番号49の内容を修正する。

会 長： 緑化推進基金について、昭島市には、この基金を運用する運用委員会のようなものはあるのか。

事 務 局： 基金を運用する組織はない。これまでにこの基金を使ったのは、立川崖線の緑地の買い取りのみだが、別の補助金の不足分を補うために使用している。

会 長： 市民から集めた資金の場合は、公平を期するために第三者がつくった委員会などで運用していくことになるが、昭島市の緑化推進基金の場合は、どのような財源となっているのか。

事 務 局： この基金は毎年積立をしており、募金や寄付も一部に含まれている。

会 長： 基金というのは特別会計の一種であるため、出資者の意志を行政が把握し、反映していなければいけないと思う。例えば東京都公園協会の基金は、原資は使わずに運用益を資金として使用しているので、出資者の意志は、いつまでも残されることになる。本計画では、今後、基金の活用システムをつくることを明記するに留め、具体的な内容の検討や運用については、次の段階であるため、別の検討になると思う。

また、「公募による市民」の「役職等」については、役職名を加えてもよいと思う。

事 務 局： 他市の事例では、本計画と同様に、公募市民に役職名を記載している自治体はほとんど無く、昭島市の第4次総合基本計画でも空欄になっている。また、公募市民の欄に役職を記載せずに、委員の選考方法を記載している自治体もある。

考え方の一つとしては、この公募委員は昭島市民の代表であるため、役職等を示すことによって、その組織の代表だと誤解される恐れがある。

旧計画と同様に、「役職等」という枠を削除し、「選出区分」と「名前」のみ表記する方法も考えられる。

会 長：「昭島市環境審議会委員名簿」の表記の方法については、事務局に一任することとする。

八尋委員：4章「施策方針」は、3章「将来像と目標」を達成するための施策ではないのか。第3章と第4章がつながっていないように感じるため、p54、55の「施策の体系」において、施策の根拠及び目的を明記する必要があると思う。もしくは第3章と第4章を一緒にしてもよいと思う。

事務局：p54については、施策の展開のみを示しているのではなく、第2章の状況と課題をまとめたものを示している。

八尋委員：前回の会議の際に、基本方針ごとに目標をブレイクダウンしたテーマを示すべきであるという意見を出していた。しかし今回の資料では、テーマとなる目標の達成基準が基本方針ごとに示されていないため、施策の進捗評価が難しくなると考える。

第4章のはじめに、第3章に示している目標を達成するための施策であることを記載することで第3章と第4章につながりが出てくると思う。

会 長：第4章のp54の本文中に、第3章の目標と施策のつながりに関する内容を追記することで対応できると思う。

事務局：ご意見を踏まえて、「施策の体系」の冒頭の内容を修正する。

八尋委員：p48、49の「水と緑の将来イメージ」において、噴き出しの中の言葉に「進める」が3つ、「活用する」が3つ、「利用します」「増やします」が1つずつ出てくるものの、全体的に抽象的な表現になっており、具体的な取り組みが見えてこない。現状や取り組み、目指すべき将来イメージを具体的に示していただきたい。

また、水と緑の基本計画に位置づけられる施策は市の予算を使って実施しているため、投資した事業などの取り組みやその成果について明示するべきであると思う。

会 長：この部分の表現については、個々の具体的な取り組みを第4章の施策で表す方針であることから、抽象的な表現になっているため、わかりにくいと受け取られることもあるかもしれない。

予算については、審議会が決めるものではないため、記載することはできないが、前向きな表現を記載することは、結果的に昭島市環境審議会としてのアイデンティティーを示すことにつながると思う。

事務局：具体的な取り組みについては、第4章の施策で示すことからp48、49は全体的なイメージを示す表現になっている。ここでは、「より～」「さらに～」などの積極性の感じられる言葉を付け加えることで対応する。

八尋委員：p48、49の「水と緑の将来イメージ」に、昭島市の水と緑を特徴的にとらえたキャッチフレーズのような事柄を盛り込むことができるとよいと思う。

小坂委員：p14の「用水路と農地」について、歴史や文化を継承していくという観点から、「用水路には、明治時代に水車を動力として地場産業を支えてきた歴史がある」といった内容を加える必要があると思う。また、集落がつけられた後に水田が形成されたように書かれているが、食糧生産が可能であったために集落ができたとも言える。この部分を多少削除してでも水車について記載していただきたい。

p14の「湧水」については、湧水が崖線の緑や社寺林を育ててきた面もあるので、「湧水と緑が一体である」といった考えも記載していただきたい。

p 48、49の「水と緑の将来イメージ」において、「水と緑の主軸」は、南側を多摩川と立川崖線が、北側を玉川上水が東西方向に走り、東側を残堀川が南北方向に走っている。そこで、水のつながりを考慮し、「拝島分水」を軸に位置づけ、西側を南北の軸でつなげてはいかかかと考える。拝島分水は暗渠が多いものの、用水の年間通水を目指すことを施策でうたっているため、軸として示すことができればと思う。

会 長： 用水路について、自然的価値だけでなく文化的価値があるという観点は重要であると思う。湧水が緑を育ててきたという考えについても、水と緑が一体となっている特徴的な部分でもあると思うので、ぜひ入れていただきたい。

事 務 局： 湧水と用水路については、p 14だけでなく、p 28、29にもそれぞれ詳細な説明を記載している。どちらに記載するほうがよいのか。

小坂委員： p 28、29は「現状と課題」についての説明であるため、p 14の「特徴」に文化的な事柄を加えたほうがよいと思う。

会 長： p 48、49の「水と緑の将来イメージ」の「拝島分水」の線を太く示すことで、市域全体の水と緑につながりが出てくると思う。事例として小平市では、緑道でネットワークを形成している。昭島市においても同様のネットワークを形成するような考え方を、長期的な方針として持っていると思う。昭島市は水に囲まれているというイメージを市民が感じることで、それが昭島市の水と緑の特徴となり、本計画は更に良くなると思う。

渡辺委員： 図中の吹き出しを増やし、拝島分水についての説明を加えてはいかかか。

事 務 局： 拝島分水については、今後、歴史的な遺産として保全できればよいと考えている。「水と緑の主軸」として示すことは難しいが、道路名称の表記のように、拝島分水をはじめとした主な用水路の名称を表記することで対応する。

馬瀬委員： p 20「昭島市の緑地の状況」の表において、緑地面積が最も減少している「学校、社寺境内、ゴルフ場など」の種別は、実感として減少していないように感じる。他に減少した敷地の具体例があるのであれば、記載したほうがわかりやすいと思う。

事 務 局： 減少した敷地で最も大きいのは都立短大で、面積は約19haである。以前は学校であったため、緑地の扱いになっていたが、現在は産業振興の施設になっているため、緑地でなくなった。減少した敷地についての具体的な説明は、p 19の緑地の割合の本文中に記載している。

八尋委員： p 56以降「基本方針ごとの施策展開」の「開始時期」を、「短期」、「中期」、「長期」に区分しているが、これらの表現は期間を表す言葉のため、「前半、後半にする」、「バーチャートにする」など、表現を変更したほうがよいと思う。

事 務 局： 前回の会議では「実施時期」と表記しており、会議において指摘を受け、「開始時期」と変更した経緯がある。

渡辺委員： 「短期」、「中期」、「長期」を「A」、「B」、「C」のように記号で表現してはいかかか。

事 務 局： ご指摘を踏まえて、表現を適切なものに修正する。

渡辺委員： p 54、p 55については、本計画の概要を示しているため、本計画の最初のほうにあるほうがよいと思う。しかし、この部分全体を移動することは難しいと思うため、p 54の「現状と課題」部分を網掛けするなどして示し、本計画の第何章に示されていることかを追記するとわかりやすくなると思う。

小坂委員： p 55の基本施策の各項目の最後に具体的なページ数を入れるとよりよいと思う。

事 務 局： p 54の冒頭部分に説明を追加し、「状況」、「課題」、「基本方針」などの各項目が本計画で記載している場所を追記するとともに、わかりやすくなるように修正する。

②パブリックコメントについて

- 会 長：パブリックコメントについては、「昭島市環境審議会」の名前で実施することとする。
また、事務局には、今回の会議で出された意見を踏まえて、本計画を修正していただく。
修正内容については、会長に一任していただくということで承認をいただきたい。
- 委員全員：特に異論はないため承認する。

(3)「昭島市の環境」について

- 八尋委員：p31の「一人当たりのゴミ量比較」で、ゴミ量が全て減っているのはなぜか。分別が進んだ場合、可燃ゴミが減り、その分、資源ゴミが増えると思っていた。
- 事務局：ゴミが減少した一番大きな理由は、昭島市に限ったことではないが、経済活動が停滞していることである。
- 八尋委員：p27の「航空機の騒音対策」について、「航空機騒音測定」の結果を記載しているが、拝島第二小学校だけでなく、抜き打ち的に他の地域でもこの測定を行っているのかわかりたい。
- 事務局：他の施設でも行っているものの、航空機の騒音の影響が最も大きいのは、基地に近い拝島第二小学校である。
- 高橋委員：アダプト団体について、「水と緑の基本計画（素案）」のp33と、「昭島市の環境」のp5の45番に記載している団体数が異なる理由を教えてください。
- 事務局：昭島市にあるアダプト団体は、平成22年11月現在で、「水と緑の基本計画（素案）」に記載しているとおり、全部で37団体であるが、その内、公園や緑地などの花壇の管理を行っているのは3団体ということである。

(4) その他

- 事務局：「水と緑の基本計画」の今後のスケジュールについては、平成23年1月5日から2月4日まで、パブリックコメントを実施する。
パブリックコメントを実施した際に出て来る意見に対しては、事務局で対応案を考え、次回の環境審議会委員に諮りたいと考えている。
パブリックコメント後の第5回の環境審議会は、3月15日を予定しているが、パブリックコメントの状況によっては、日程が変更する可能性もある。次回の会議日程については、確定しだい通知をさせていただきます。
その後の予定については、3月22日に市長に答申する予定であるが、その際は、当審議会の会長、副会長に対応をお願いしたい。その答申を受けて、昭島市として本計画を策定するという形になる。

以上